

お客さま各位

SMBC 日興証券株式会社

米国預託証券（ADR）に関するご留意事項

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
米国預託証券（以下、ADR）のご留意事項につきましてご案内申し上げます。

預託証券（DR）は、普通株式と同様に上場している取引所規則等に則り取引されますが、お客さまは発行体と受託者（信託銀行等）との間の預託契約に従い権利等を取得することになります。そのため、米国の企業で米国に上場している普通株式と取扱いが異なる場合がございますので、下記の点にご留意ください。

記

1. 発行体の国籍によって米国における外国源泉税率が異なります。そのため、米国での外国源泉税率が 10% ではない銘柄があります。
2. 原株式（発行体本国の株式）と ADR では、コーポレートアクションにおける取扱いが異なる場合があります。
3. 租税条約や為替等の影響により、原株式に支払われる配当金額と同一株数相当の ADR に支払われる配当金額は一致しない場合があります。
4. 租税条約に定める限度税率を超えて外国源泉税が課税された場合、限度税率超過分に対して還付請求できない場合があります。
5. ADR から原株式への転換手続きを承ることはできません。
6. 本国で原株式が上場していても、ADR のみが上場廃止となる場合がございます。
7. ADR はお客さまが当社で保有する他の米国株式と同様に、当社の指定する保管機関に混蔵預託されるため、議決権を行使することはできません。

以上